

春日部市公民館条例の一部を改正する条例

春日部市公民館条例（平成17年条例第180号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（開館時間） 第9条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。 （施設の使用時間） 第9条の2 公民館の使用時間は、別表第1の施設にあつては午前9時から午後9時まで、別表第2及び別表第3の施設にあつては午前9時から午後9時30分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これらを午前8時30分から午後10時までとすることができる。 （休館日） 第10条 （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この条において「祝日法」という。）に規定する休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。 3 （2） 祝日法による休日（こどもの日、敬老の日及び文化の日（以下「こどもの日等」という。）を除く。）。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。 （使用料の減免） 第15条 市長は、<u>必要がある</u>と認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の還付） 第16条	（開館時間） 第9条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。 （休館日） 第10条 （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この条において「祝日法」という。）に規定する休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）。この場合において、祝日法第3条第2項及び第3項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。 3 （2） 祝日法による休日（こどもの日、敬老の日及び文化の日（以下「こどもの日等」という。）を除く。）。この場合において、祝日法第3条第2項及び第3項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。 （使用料の減免） 第15条 市長は、<u>使用者が公民館の施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため使用する場合は必要がある</u>と認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の還付） 第16条

(3) <u>その他市長が特に必要と認めたとき。</u> 附 則 3 第14条に規定する別表第2及び別表第3については、<u>平成19年9月30日までの間</u>、これを適用しない。	(3) <u>使用者の申出により、許可に係る事項の変更又は取消しがあったとき。</u> 附 則 3 第14条に規定する別表第2及び別表第3については、<u>当分の間</u>、これを適用しない。
--	---

(3) 別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第9条の2、第14条関係）

中央公民館等使用料

公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料（円）
中央公民館	体育館	2,000
	ステージ	450
	講堂	2,450
	多機能学習室	250
	大会議室	500
	サークルボックス	100
	和室ふじ	150
	実習室	250
	音楽スタジオ	200
	小会議室	100
	中会議室	200
	アトリエ	300
粕壁南公民館	会議室	250
	和室	150
	調理室	100
内牧地区公民館	講堂	700
	会議室兼リハーサル室	100
	和室	150
	研修室Ⅰ	200
	研修室Ⅱ	200
	実習室	150
	体育室	1,200

内牧南公民館	大会議室	600
	講習室	200
	料理実習室	150
	和室	150
	キャンプ場使用料1人につき100円	
豊春地区公民館	講堂	1,200
	和室いちょう	100
	和室うめ	100
	プレイルーム	200
	談話室	100
	研修室(1)	200
	研修室(2)	250
	アトリエ	250
	クッキングサロン	150
	会議室兼音楽室	150
	浴室使用料(小学生以下及び60歳以上の者を除く。)1人につき1回200円	
豊春第二公民館	大集会室	850
	調理室	100
	第一会議室	350
	第二会議室	150
	第三会議室	200
	和室1	100
	和室2	100
武里地区公民館	講堂	850
	音楽室	150
	会議室(1)	250
	会議室(2)	150
	会議室(3)	150
	和室	150
	実習室	250

	研修室（１）	3 0 0
	研修室（２）	1 5 0
	研修室（３）	1 5 0
	教養室（１）	1 0 0
	教養室（２）	1 5 0
武里東公民館	大会議室	6 5 0
	研修室	1 0 0
	料理実習室	1 0 0
	和室	1 0 0
	講習室	1 0 0
幸松地区公民館	講堂	8 0 0
	体育室	1, 1 0 0
	和室	2 0 0
	プレイルーム	2 0 0
	会議室 A	2 0 0
	会議室 B	1 0 0
	実習室	2 5 0
	研修室 A	1 0 0
	研修室 B	1 5 0
幸松第二公民館	大会議室	6 5 0
	講習室	1 5 0
	調理室	1 5 0
	和室	1 5 0
豊野地区公民館	講堂Ⅰ	2 5 0
	講堂Ⅱ	2 5 0
	和室Ⅰ	1 0 0
	和室Ⅱ	2 0 0
	研修室Ⅰ	2 0 0
	研修室Ⅱ	2 0 0
	会議室	1 0 0
	実習室	1 5 0

藤塚公民館	大会議室	6 5 0
	小和室	1 0 0
	講習室	1 0 0
	調理室	1 0 0
	和室	1 0 0
	小会議室	1 0 0
武里南地区公民館	和室（大）	1 5 0
	和室（小）	1 0 0
	大会議室	2 5 0
	小会議室	1 0 0
	和室	1 0 0
	調理室	1 0 0
武里大枝公民館	講堂	1, 0 0 0
	実習室	2 0 0
	和室	2 0 0
	会議室	1 5 0
	研修室	3 0 0
庄和地区公民館	音楽室	3 5 0
	集会室	2 0 0
	試食室	1 5 0
	調理実習室	4 0 0
庄和北公民館	会議室	4 0 0
	調理室	1 5 0
	和室	3 0 0
	研修室	1 5 0
庄和南公民館	多目的ホール	1, 1 5 0
	楽屋	1 0 0
	音楽室	3 0 0
	学習室 1	1 5 0
	学習室 2	2 0 0
	集会室	1 5 0

	調理室	3 5 0
	和室 1	1 0 0
	和室 2	1 0 0
	創作室 1	1 0 0
	創作室 2	1 0 0
附属設備		教育委員会規則で定める。

備考

- 1 使用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、所定の使用料の額の5割に相当する額とする。
- 3 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第2（第9条の2、第14条関係）

中央公民館ギャラリー使用料

施設の名称	使用区分	使用料（円）
中央公民館ギャラリー	午前	3, 0 0 0
	午後	3, 5 0 0
	夜間	4, 0 0 0
	全日	1 0, 5 0 0

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後4時30分まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。
- 3 使用区分（全日を除く。）を延長して使用する場合の正午から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合の使用料の額は、

当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。

5 春日部市、蓮田市、宮代町、白岡町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額（前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に100分の150を乗じて得た額とする。

6 中央公民館ギャラリーの使用期間は、7日以内とする。

7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第3（第9条の2、第14条関係）

庄和地区公民館の大ホール等使用料

施設等の名称	使用区分	使用料（円）
大ホール	午前	7,000
	午後	8,000
	夜間	8,000
	全日	23,000
舞台	午前	3,800
	午後	4,400
	夜間	4,400
	全日	12,600
楽屋（1）	午前	700
	午後	800
	夜間	800
	全日	2,300
楽屋（2）	午前	700
	午後	800
	夜間	800
	全日	2,300
附属設備	教育委員会規則で定める。	

備考

1 午前とは、午前9時から午後0時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午

後9時30分までをいう。

2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。

(1) 大ホール 1,000円

(2) 舞台 550円

(3) 楽屋(1) 100円

(4) 楽屋(2) 100円

3 使用区分(全日を除く。)を延長して使用する場合の午後0時30分から午後1時まで及び午後5時から午後5時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。

(1) 大ホール 1,000円

(2) 舞台 550円

(3) 楽屋(1) 100円

(4) 楽屋(2) 100円

4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。

5 春日部市、蓮田市、宮代町、白岡町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額(前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額)に100分の200を乗じて得た額とする。

6 施設等(附属設備を除く。)の使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、所定の使用料の額(第2項から前項までに該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額)に次に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、入場料等の額が2種類以上定められているときは、その最高額をもって入場料等の額とする。

(1) 入場料等が1人当たり1,000円未満のとき 100分の120

(2) 入場料等が1人当たり1,000円以上3,000円未満のとき 100分の150

(3) 入場料等が1人当たり3,000円以上のとき 100分の200

7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条、第10条及び附則第3項の改正部分は、公布の日から施行する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止)

- 2 春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例（平成17年条例第182号。次項において「使用料条例」という。）は、廃止する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、使用料条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間における改正後の別表第2に規定する中央公民館ギャラリーの使用に係る使用料の適用については、同表中

「3,000」とあるのは「2,500」と、「3,500」とあるのは「3,000」と、「4,000」とあるのは「3,500」と、「10,500」とあるのは「9,000」と読み替えるものとする。

(使用料の改定に伴う経過措置)

- 5 改正後の別表第1 庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項に規定する使用料は、平成19年10月31日までの使用に係る使用料に限り、これを無料とする。

- 6 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(1) 改正後の別表第1（中央公民館講堂の項、庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項を除く。）の規定 平成19年11月1日

(2) 改正後の別表第1の中央公民館講堂の項及び別表第3の規定 平成20年4月1日